

—新しい地方財政再生制度研究会（平成18年9月25日公表）—

<検討の前提>

- 公会計改革の推進（「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月））
- 財政が悪化した段階でも住民に対する基礎的な行政サービスの提供を維持できるよう再生
- 「地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書」の考え方を踏まえ、再生スキームについては
 - (1) 現行の地方行財政制度の基本的な枠組みの下で再生する場合と
 - (2) 地方行財政制度の抜本改革が進展した下で再生する場合とを整理し、新しい地方分権一括法等により(1)から(2)に移行することを視野に入れつつ検討

具体的枠組み

○ フロー指標・ストック指標を整備し、明確・透明なルールによる財政情報の開示を徹底

- ・ストック指標は公営企業、地方公社等も含め、普通会計が実質的に負担することとなるものを捉えて検討
- ・全団体において、フロー指標・ストック指標及びその基礎データを開示

○ より早い段階から財政の健全化を図っていくための早期是正スキームの導入

- ・地方公共団体の自主的な改善努力を促すことにより、財政健全化を実現
- ・対象となる団体は速やかにその要因等を分析し、財政健全化計画を策定した上で、住民に公表
- ・国・都道府県の関与は自主的な努力を促すものとすべき。外部監査の充実等、監査機能の強化について検討

○ 自主的な健全化努力のみでは財政の健全化が困難な団体については、国・都道府県の関与の下で再生

- ・再生計画の策定、計画の実効性の担保のため国が関与。再生促進策も検討
- ・地方行財政制度の抜本改革が進展した下で再生する場合については、さらに整備すべき再生ツールについて検討（債務調整の必要性等）